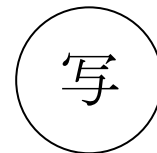


令和5年（2023年）4月21日開会

令和5年（2023年）第6回

茨木市教育委員会定例会

会 議 録



茨木市教育委員会

◆ 令和5年4月21日（金）第6回教育委員会定例会を南館8階中会議室で開催した。

◆ 出席委員

教 育 長	岡 田 祐 一
教育長職務代理者	前 川 佳 之
委 員	堀 村 佳奈子
委 員	堀 井 孝 容
委 員	水 上 明 美

◆ 本委員会に出席した者

教 育 総 務 部 長	小 田 佐衣子
教育政策課長代理	古 川 淳 一
学 務 課 長	中 坂 有 希
施 設 課 長	浅 野 貴 士
社会教育振興課長	吉 崎 幸 司
歴史文化財課長	木 下 典 子
中央図書館長	吉 田 典 子
学校教育部長	青 木 次 郎
学校教育推進課長	梶 西 学
学校教育推進課参事	大 池 輝 暢
教 職 員 課 長	栗 生 勝 弘
教育センター所長	新 川 正 知
こども育成部長	山 寄 剛 一
保育幼稚園総務課長	中 路 洋 平
人 事 課 長	東 利 之

◆ 署名委員

委 員	堀 井 孝 容
-----	---------

(令和 5 年 4 月 2 1 日 (金) 、 午後 2 時 0 0 分)

議 事 日 程 (令和 5 年 第 6 回 茨 木 市 教 育 委 員 会 定 例 会)

(於 : 南 館 8 階 中 会 議 室)

日 程	議 案 番 号	件 名	摘 要
1		会 議 時 間 の 決 定 に つ い て	
2		会 議 録 署 名 委 員 指 名 に つ い て	
3		会 議 録 の 承 認 に つ い て	
4		諸 般 の 報 告 に つ い て	
5	請 願 1	教 育 委 員 会 の 各 種 イ ベ ン ト 後 援 に 関 す る 請 願 に つ い て	
6	21	令 和 6 年 度 使 用 茨 木 市 立 義 務 教 育 諸 学 校 教 科 用 図 書 選 定 委 員 会 に 対 す る 諮 問 事 項 に つ い て	
7	22	令 和 6 年 度 使 用 茨 木 市 立 義 務 教 育 諸 学 校 教 科 用 図 書 選 定 委 員 会 委 員 の 決 定 に つ い て	
8	23	臨 時 代 理 に よ り 処 理 し た 事 案 に つ き 承 認 を 求 め る こ と に つ い て (教 職 員 人 事 (内 申) に つ い て)	
9	24	臨 時 代 理 に よ り 処 理 し た 事 案 に つ き 承 認 を 求 め る こ と に つ い て (職 員 人 事 に つ い て)	
10	25	職 員 の 兼 職 に 関 す る 協 議 に つ い て	
11	26	職 員 人 事 に つ い て	

(1 4 時 0 0 分 開 会)

岡田教育長

ただいまから令和5年第6回茨木市教育委員会定例会を開会いたします。

本日は委員会を傍聴したいとの申出がありますので、ここで入室していただきます。

それでは、傍聴者を入室させてください。

(傍聴者入室)

岡田教育長

本日の出席者は5名でありまして、会議は成立いたしております。

それでは、これより本日の会議を開きます。

日程第1 「会議時間の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本日の会議時間は午後4時までといたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、本委員会の会議時間は午後4時までと決定いたします。

日程第2 「会議録署名委員指名について」。

本件は、茨木市教育委員会会議規則第17条の規定により、堀井委員をご指名申し上げますので、よろしくお願いたします。

日程第3 「会議録の承認について」を議題といたします。

「令和5年第3回茨木市教育委員会定例会会議録(案)」について、お諮りいたします。

ご異議のほう、ございませんか。よろしいですか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。「令和5年第3回茨木市教育委員会定例会会議録（案）」については承認することといたします。

日程第4 「諸般の報告」を行います。

小田教育総務部長が報告

岡田教育長

議事の途中でございますが、委員会を傍聴したいとの申出がありますので、ここで入室をしていただきます。

それでは、傍聴者を入室させてください。

(傍聴者入室)

岡田教育長

それでは、以上の報告について、ご質問はございませんか。

前川委員

いばらき未来の会の稲葉議員の代表質問の中に青少年野外活動センターにおける多様なキャンプについてという項目があるのですが、これについてはどのような趣旨で発言されて、どのように答弁されたのでしょうか、教えてください。

吉崎社会教育振興課長

野外活動センターの多様なキャンプについてですが、従来 of キャンプに加えまして、ひとり親家庭を対象にしたキャンプや初心者を対象にしたキャンプということで、対象を広げて非日常体験を通し、自己肯定感や問題解決能力の育成を目指しております。

前川委員

分かりました。検討いただいて実現できるものがあれば、ぜひ実現をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

岡田教育長

ほか、どうでしょうか。よろしいでしょうか。

堀井委員

円藤こずえ議員の質問の中で、3. 「次代の茨木を担う人を育むまち」についての中の、(6) 図書館の自習スペースについての質問があるのですが、これは年齢制限を設けているのですか。というのは、年齢制限を設けないと、多分、大人も使って、子どもが使うスペースがなくなると思うのですが、そういった対策はどうでしょうか。

吉田中央図書館長

この自習スペースについての質疑ですけれども、特に自習スペースというスペースを設けてほしいという質問でした。図書館としましては、特にスペースを設けるのではなく、閲覧席でも自習のみというわけではないですけれども、さまざまな形で使っているという答弁をさせていただきました。

堀井委員

ありがとうございます。

岡田教育長

ほか、どうでしょうか。もう、よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、「諸般の報告」を終わります。

議事の途中ですが、暫時休憩いたします。

休 憩（14時12分）

再 開（14時12分）

岡田教育長

それでは、再開いたします。

日程第5 請願第1号「教育委員会の各種イベント後援に関する請願について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小田教育総務部長

請願第1号の内容につきまして、説明を申し上げます。

本請願は、令和5年4月21日に、山下慶喜氏より茨木市教育委員会あてに提出されたものであります。

請願の内容につきましては、「完了届を出していない団体については後援をしないこと」、及び「3年半も未提出だった教育再生いばらきが行う寺子屋伊勢合宿、また同種のイベントについては、少なくとも1年間は後援しないこと」を要望するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審査賜りますよう、お願い申し上げます。

岡田教育長

それでは、続きまして、請願者からの説明をお聞きしたいと思いますが、発言に当たりますとは、請願の趣旨の範囲内とし、10分以内でのご説明をお願いいたします。また、本日は請願者の意見を聞く会議になりますので、請願者から質疑することはご遠慮願いたいというふうに思います。

では、請願者の方、説明をお願いいたします。

山下慶喜氏

それでは、請願を、皆さん方に聞いていただいておりますね、ぜひ請願の趣旨に沿った形で対応をお願いしたいというふうに思います。

今回の請願書ですけれども、これは昨年の12月議会、それから今年の3月議会、文教委員会でのやりとりを踏まえて提出させていただきました。

趣旨については、ここに書かれてあるとおりですけれども、これまで教育委員会の後援に当たってはですね、一定の手続という形でなされております。その手続の中で、イベント等を実施した、教育委員会の後援をもらっていたということでありましたら、

1 カ月以内に事業報告書、これを提出するという形になっておりまして、市内の各種団体、さまざまなイベントを行っておりますけれども、もう99%、その1カ月以内の事業報告書の提出ということがあったかというふうに、私は思っています。

今回、問題にしておりますのは、教育再生いばらき、この団体についての一連の経過です。これはですね、2019年の1月23日から25日にかけてイベントといたしますか、実施しているわけでありましてけれども、こちらのほうの情報公開等の手続の中で、報告書を出してきたのが今年の2月28日ということになっているんですよ。でも、この3年半余り、どのような経過があったのかよく分かりません。しかしながら、1カ月を超えているというレベルではなくて3年半以上何もしてこなかった、もちろん教育委員会のほうの事務方のほうで、この当該団体とのやりとりはいろいろあったのか、なかったのかということもちょっと分からない面はあるんですけれども、しかし、結果から言いますと、3年半以上も提出をしてこなかったという経過があります。

問題は、ここにありますように、未提出だった団体に対して2021年、2022年、教育委員会は後援をされているんですよ。同種のイベントに対して、2回も教育委員会は後援されていると。事業実施報告書が出されているのかいないのかという点のチェックがどうだったかということもあるわけですがけれども、そういった全然確認もされないままに2回も後援をしてきた経過があると。

私は教育委員会の不手際とか、あるいは確認の仕方ですとか、あるいは1カ月超えたらどういった形で督促をしているのか、そこら辺のことについて、分からない点もありますけれども、私はね、今回の件については、この団体だけではない、ほかの団体にも似たようなことがあったということがあるんですよ。真面目にですよ、真面目に、自分たちのイベントに対して教育委員会の後援をいただきたい、そして事業をされた後、1カ月以内に事業完了報告書という形で出している多くの団体が、今回のこの事案に対してどのように思うのかということです。

ほかの申請をされて後援いただいている団体との均衡ですね、行政というのは公平・公正でなければならないということがありまして、この団体については報告書を出していないにもかかわらず2回も後援をしたということなんです。ですから、それを聞いたときに、私はもう、ほかの真面目にやっている団体はびっくりするし、それから何でこんなことがということで怒りもこめた感情が出てくるんじゃないかという

ふうに思うんです。

教育行政というのは、やっぱり毅然とルールに従って運営をされなければならない。教育委員会の不手際もないとは言えませんが、確かにあることはあるんですが、この当該団体が、言葉は大変きついですけれども、厚顔にも後援を申請してきたら、こういったことがですね、夏の合宿ですから、当然ある可能性はないではない。しかし、こんな一連の事態がありながら、厚顔にも、もし申請があった場合については、ぜひこれはね、教育委員会は毅然と、こんな一連の経過で、報告書を3年半も出てこなかったわけやから、それを理由にして、今回は後援をすることはできませんと毅然とした対応が、私は要するというふうに思うんです。

そういったことで、請願事項としては完了届を出していない団体については後援をしないこと、それからこの3年半、当該団体については、名前が寺子屋伊勢合宿という名称でやるかどうか、これ、分かりませんし、ただ同種のイベントについても、少なくともこの団体が行うものについては後援をしないということを求める請願書であります。

ぜひ、教育行政の公平・公正、それから各種団体の、後援されている団体、そういった団体がどう思うかということ十二分にご検討いただいて、この請願については採択されるようお願いをして、私の意見を終わります。

以上です。

岡田教育長

請願者の説明は終わりました。各委員から何か、請願者に質問すること、ございませんか。よろしいですか。

岡田教育長

それでは、請願者の方、ありがとうございました。暫時休憩いたします。

休 憩（14時21分）

再 開（14時21分）

岡田教育長

それでは、再開いたします。

これより、質疑を行います。何か。

前川委員

事務局にお尋ねします。今、請願者からの説明があったのですが、実際に事業完了報告書を提出していないのに後援をしたという事例というのは、事務局のほうではどれくらいあるか把握されているのでしょうか。

吉崎社会教育振興課長

完了報告書の提出を待たずに次の申請を受け付けたのは、この当該団体の1件だけでございます。

前川委員

事業完了報告書というのは、本当にその申請どおりに事業が行われたかどうかというのを確認するために、非常に重要なものだと思います。そういう意味では、そういう完了報告書を確認せずに後援名義を認めるというのは、やっぱり非常に遺憾なことだと思いますので、その点については事務処理の徹底のほうですね、ぜひよろしく願いしたいと思います。

あともう一点、今、請願事項があるのですが、教育委員会の方針としては完了届を出していない団体については後援をしないということについては間違いありませんか。

吉崎社会教育振興課長

教育委員会としまして、後援について完了報告書の提出がないと次回の後援申請を受け付けないという対応は従来からしておるのですが、今回につきましては、確認のもれの事務処理のミスがございました。大変、申し訳ございません。今後もより一層、徹底してまいりたいと思っております。

前川委員

事務局として、この請願事項の1については、徹底をしていくというふうに今、ご答

弁いただきましたので、これについては、私の個人的な意見としては、別に請願として採択するというような必要はないのではないかなと思います。

あと、もう一点、2つ目のほうですが、こちらのほうについては、後援申請というものは出されているのでしょうか。

吉崎社会教育振興課長

当該団体から今年度の申請は、現時点では出ておりません。今年度について、後援申請を出さない可能性が高いというふうに聞いております。

前川委員

後援名義については、やっぱりその申請内容を審査して、それで後援名義を出すのが適当かどうかというのを判断すべきものだと思いますので、現在、申請されていないものについて、あらかじめ後援名義を出さないとか、そういったことを決定するというのは根拠もありませんし、どうかなというふうに、私は思います。

岡田教育長

ほか、どうでしょうか。

水上委員

事務局にちょっと質問ですけれども、1年間で後援名義を申請される件数、それから教育委員会のほうが後援を承諾する件数というのは、平均として何件ぐらいあるのでしょうか。

吉崎社会教育振興課長

コロナ禍によって年度にちょっとばらつきはあるのですが、実績は、令和元年度でいくと106件、令和2年度で41件、令和3年度で49件、令和4年度で81件となっております。

水上委員

はい、ありがとうございます。コロナ禍があったということで、件数が減ったのは大

変よく分かるのですが、平均的にやはり100件以上超えるというような後援名義がされていることは今、確認をさせていただいたのですが、ただ数が多いということで報告書の確認がきちっとできていないというのは、やはりここについては事務処理がずさんだったなというのは私も思います。それから報告書の確認ができていなかったということについては、どういうふうに背景を考えておられますか。

吉崎社会教育振興課長

今回、問題があった、この完了報告書が出ていない件につきましては、通常、申請があった場合、前年度の事業完了報告書が出されているかというのを確認するのですが、当該団体は報告書がなかった令和元年の翌年、令和2年度については申請がありませんでした。1年飛んで、令和3年度に今度、申請があったのですが、そのときに令和2年度の申請がなかったということは確認したのですが、令和元年の完了報告が出ていなかったということまでが、2年間遡っての確認ができておりませんでした。申し訳ございません。

岡田教育長

ほか、どうでしょうか。

堀井委員

すみません、具体的に後援金というのは幾らになるのか。各種団体について後援金というのは差があるのか、お願いします。

吉崎社会教育振興課長

後援の資金等につきましては、その事業によって参加者が無料のものもあれば、今回の団体のように宿泊を伴うような実費を伴うもの、それぞれ幅がございます。

金額の補助はいたしておりません。あくまで後援申請という形で、応援をするという形をとっております。

堀井委員

分かりました。

岡田教育長

ほかにどうでしょうか。

堀村委員

先ほどからおっしゃっている教育再生いばらきの令和3年、4年の申請に対しては事業報告書が出ているということでよろしいでしょうか。

吉崎社会教育振興課長

30日以内という期限は過ぎておりますが、提出はされております。提出を確認してから次の承認を受けるようにしております。

堀村委員

次に承認申請が出されたときに完了報告書が出ているかという確認ではなくて、事業実施日から1カ月以内に完了報告書を提出しなければならないというふうになっていきますので、承認があって初めてではなくて、やはり終了後1カ月以内に出されたかというのを確認する、そういう仕組みが必要かなと思いますので、そのところをよろしくお願ひしたいと思います。

岡田教育長

ほか、どうでしょう。

堀井委員

各種団体の、後援をお願いするという背景というのはどういった理由でしょうか。

吉崎社会教育振興課長

教育委員会が後援する意義、目的、効果につきましては、教育委員会がその社会教育団体がされる事業の趣旨に賛同して、応援の意を表して、教育委員会の名義をもって支援することが意義となっております。目的としては、団体が実施する各種事業において後援名義の使用を承認することによって広く市民に普及、啓発することとしてお

ります。各種事業の応援をすることによって、団体活動を支援することになり、地域における社会教育の振興につながると考えております。

堀村委員

請願書のほうにも、事業報告書を1年以上未提出だった複数の団体というのがある旨書いてあるのですけれども、1カ月以内に事業報告書を出されていない団体というのは、まだある状態なのでしょうか。そこは把握されていますか。

吉崎社会教育振興課長

今現在、令和元年から令和3年度について事業完了報告書が出されていない団体というのはございません。4年度は、2件ございますが、次の申請を出されてなくて、期限が過ぎているものというのは、各年度それぞれ、毎年あるのですけれども、事業実施から30日経過した後、またその他、適宜ですね、電話のほうで催促は行っております。

堀村委員

催促のほう、引き続きよろしくお願いいたします。やはり時間がたってしまうと、報告書というのでも乖離が出てくるとお思いますので、実施された後すぐに出していただくようお願いいたします。

岡田教育長

ほかはどうでしょうか。

水上委員

先ほど、この団体の報告書の確認が行われなかった、確認ができなかった、怠ったという話を、今、原因のほうは聞かせていただきました。今後については、先ほど堀村委員からもありましたけれども、完了届の期日というのはきっちり決まっておりますので、きちっと事務処理をしていただいて、各団体にもきちっと説明をしていただいて、後援名義をしていただくということで、いわゆる教育委員会としての後援名義というのは大変重たいものだと思いますので、しっかりとやっていただきたいなと思います。

吉崎社会教育振興課長

今後もより30日以内の期限と、また完了報告書の提出があることの確認は徹底してまいります。

岡田教育長

ほか、どうでしょうか。

前川委員

先ほどの繰り返しになるのですが、この請願事項の2についてはですね、やはり今現在、申請されていないものについて、あらかじめ少なくとも1年間は後援しないというのを決定するというのはいかがなものかなと思いますので、これについても、やはり請願として採択するのにふさわしくないものだと、私は考えます。

岡田教育長

ほか、よろしいですか。

それでは、ほかに質疑なされる点はございませんか。よろしいですか。

お諮りいたします。質疑を打ち切りましても、異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、質疑を打ち切ります。

それでは、ただいまより各委員の賛否及び意見を求めます。

前川委員

先ほどから、申し上げている理由で、私としては、この請願事項の1つ目も2つ目も不採択をするということについて意見表明します。

岡田教育長

ほかの方、どうですか。

堀村委員

私も、前川委員がおっしゃるのと同じ理由から不採択でいいかと思います。先ほども申し上げましたように、1カ月以内の事業完了報告書を徹底するということ、お願いしたいと思います。

岡田教育長

ほかはどうでしょうか。水上委員、どうですか。

水上委員

何度も申し上げるのですけれども、今回、ご指摘をいただいたということを重く受けとめていただき、事務手続を徹底していただいて、今回の請願については不採択ということをお願いしたいと思います。

堀井委員

ご指摘は大変ごもつともな話だと思います。ただ、やっぱり特定の団体を名指しという形で請願ということになると、ちょっと採択という感じではかなり厳しくなるかなというのが、僕の正直な意見です。

岡田教育長

今、それぞれご意見いただきましたけれども、先ほど請願者が言われたように、まずは事務局のほうの、公平・公正な、ルールに基づいて教育委員会の施策というか事務が必要ですので、そのあたりがきちっとできていなかったという部分はあると思います。それと、やはりルールをしっかりと相手方に伝える必要がありますし、その部分も、今後、手続の厳格化ということで、ここは厳しくやっておいていただけたらというふうに思います。

逆に言えば、全般的にはもう既に対応をとられていますので、請願の趣旨も含めてできているのかなという部分がございますので、私自身も、最初のところは不採択でいいかなというふうには思います。

それとあともう一つが、実績報告を3年半未提出だった団体に後援してしまったところ。これも本来は事務局のミスですが、先ほど事務局の発言があったように、今年、後援申請をされるか分かりませんが、されない可能性のほうが高いみたいなので、そういう部分も含めて、この2つの請願事項について、今、各委員のご意見をいただきましたように、今回この件については、不採択ということで決定したいと思いますけれども、ご異議はございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。よって、請願第1号は不採択と決定いたします。

議事の途中でございますが、暫時休憩いたします。

休 憩 (14時38分)

再 開 (14時39分)

岡田教育長

それでは、再開いたします。

日程第6 議案第21号「令和6年度使用茨木市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会に対する諮問事項について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

青木学校教育部長

議案第21号につきまして、ご説明いたします。

本件は、本市教育委員会が、令和6年度使用茨木市立義務教育諸学校教科用図書の採択にあたり、茨木市立義務教育諸学校教科用図書採択規則第3条の規定により、茨木市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会に茨木市立義務教育諸学校で使用する教科用図書の選定について諮問するものです。

本市教育委員会といたしましては、選定委員会に①茨木市教育委員会が行う令和6年

度使用茨木市立義務教育諸学校教科用図書の採択に係る小学校教科用図書について、十分研究調査の上、各種目ごとに、どの発行者の教科用図書が適切であるか選定すること。②令和6年度に使用する学校教育法附則第9条関係図書については、必要に応じて採択すること。以上、2項目を諮問いたしたくご提案申し上げます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

岡田教育長

事務局の説明は終わりました。これより質疑を行います。

今年度については小学校という形になりますけど。諮問事項について、よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。質疑を打ち切りましても、異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、質疑を打ち切ります。

ただいまより各委員の賛否及び意見を求めます。よろしいですか。

(「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

各委員のご意見は、原案に対して賛成であります。

本件は、原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第22号「令和6年度使用茨木市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の決定について」を議題といたします。

前川委員

本件は人事案件ですので、非公開をお願いします。

岡田教育長

ただいま前川委員から非公開の動議が提出されましたが、本件を非公開とすることに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます、本件につきましては非公開といたします。

傍聴者の退出をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 (1 4 時 4 3 分)

再 開 (1 4 時 4 4 分)

<非公開>

岡田教育長

ただいまより各委員の賛否及び意見を求めます。事務局の提案でよろしいでしょうか。

(「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

各委員のご意見は、原案に対して賛成であります。

本件は、原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議事の途中でございますが、暫時休憩いたします。

休 憩 (14時51分)

再 開 (14時52分)

岡田教育長

それでは、再開いたします。

日程第8 議案第23号「臨時代理により処理した事案につき承認を求めることについて(教職員人事(内申)について)」を議題といたします。

前川委員

本件は人事案件ですので、非公開でお願いします。

岡田教育長

ただいま前川委員から非公開の動議が提出されましたが、本件を非公開とすることに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、本件につきましては非公開といたします。

<非公開>

岡田教育長

ただいまより各委員の賛否及び意見を求めます。よろしいですか、原案でよろしいですか。

(「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

各委員のご意見は、原案に対して賛成であります。

本件は、原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議事の途中でございますが、暫時休憩いたします。

休 憩 (14時59分)

再 開 (14時59分)

岡田教育長

再開いたします。

日程第9 議案第24号「臨時代理により処理した事案につき承認を求めることについて(職員人事について)」を議題といたします。

前川委員

本件は人事案件ですので、非公開でお願いします。

岡田教育長

ただいま前川委員から非公開の動議が提出されましたが、本件を非公開とすることに

異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、本件につきましては非公開といたします。

<非公開>

岡田教育長

ただいまより各委員の賛否及び意見を求めます。原案でよろしいですか。

(「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

各委員のご意見は、原案に対して賛成であります。

本件は、原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議事の途中でございますが、暫時休憩いたします。

休 憩 (15時 2分)

再 開 (15時 3分)

岡田教育長

それでは、再開いたします。

日程第10 議案第25号「職員の兼職に関する協議について」及び日程第11 議案第26号「職員人事について」を議題といたします。

以上2件は関連する議案のため、一括して審議をし、個別に採決したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認め、以上2件は一括して審議し、個別に採決することといたします。

前川委員

議案第25号、第26号については人事案件ですので、非公開をお願いします。

岡田教育長

ただいま前川委員から非公開の動議が提出されましたが、本件を非公開とすることに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認め、本件につきましては非公開といたします。

<非公開>

岡田教育長

ただいまより各委員の賛否及び意見を求めます。

まず、議案第25号「職員の兼職に関する協議について」をお諮りいたします。これはよろしいですか。

(「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

各委員のご意見は、原案に対して賛成であります。

本件は、原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号「職員人事について」をお諮りいたします。よろしいですか。

(「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

各委員のご意見は、原案に対して賛成であります。

本件は、原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了いたしました。

令和5年第6回茨木市教育委員会定例会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

(15時08分 閉会)

以上会議の顛末を記載し、茨木市教育委員会会議規則第17条によりここに署名する。

令和5年4月21日

茨 木 市 教 育 委 員 会

教 育 長 _____

署 名 委 員 _____

令和5年第6回茨木市教育委員会定例会事務報告

令和5年3月11日～令和5年4月7日

	月 日	行 事 名	場 所	出 席 者	担 当 課
①	10月8日(土) ～ 3月11日(土)	図書館を使いこなそう講座 (開催回数：5回 参加者：16人)	中央図書館	関係職員	中央図書館
②	1月11日(水) ～ 3月13日(月)	ちょっとむかしのいばらき展 (来館者：3,144人)	文化財資料館	関係職員	歴史文化財課
③	3月18日(土) 3月19日(日)	プチ体験！キャンプ教室 (参加者：86人)	青少年野外活動センター	関係職員	社会教育振興課
④	3月21日(火)	バリアフリー映画会 (参加者：26人)	中央図書館	関係職員	中央図書館
⑤	3月11日(土) ～ 4月6日(木)	おはなし会 (開催回数：11回 参加者：324人)	中央図書館ほか	関係職員	中央図書館